

○東京都沿岸漁業改善資金貸付規則

昭和五四年十一月二日

規則第一四五号

東京都沿岸漁業改善資金貸付規則を公布する。

東京都沿岸漁業改善資金貸付規則

(目的)

第一条 この規則は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号。次条において「法」という。）の趣旨に鑑み、沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対し、沿岸漁業改善資金を貸し付けることにより、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

(用語の意義)

第一条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 認定中小企業者 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）第四条第一項の認定を受けた中小企業者であつて、自ら又は当該中小企業者が団体である場合におけるその構成員が同条第二項第二号ハに掲げる措置を行うもの。

二 促進事業者 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。）第五条第一項の認定を受けた農林漁業者等（当該農林漁業者等が団体である場合にあつては、その構成員又は出資者を含む。）に係る同条第四項第三号に掲げる措置を行う同項に規定する者。

2 前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(平二〇規則六四・平二二規則一四四・平二十三規則四七〇・一部改正)

(資金の種類)

第二条 沿岸漁業改善資金（以下本則において単に「資金」という。）の種類は、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金とする。ただし、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）第十一条第一項の認定中小企業者又は同項の認定中小企業者が団体である場合においてその直接若しくは間接の構成員（以下「構成員」という。）が同法第四条第二項第二号ハに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者（以下これらを「認定中小企業者」という。）にあつては、経営等改善資金（第四条第一項の表経営等改善資金の部一の項から七の項までの資金に限る。）に限る。

(平六規則一二一・平二〇規則六四・平二二規則一四四・一部改正)

(資金の借受資格)

第三条 資金を借り受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、認定中小企業者及び促進事業者にあつては、知事が別に定める場合に該当するものを除く。

一 沿岸漁業従事者等

二 認定中小企業者（別表経営等改善資金の部一の項から七の項までの資金に限る。次号において同じ。）

三 促進事業者

2 前項に掲げる者のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

一 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行つているもの（別表生活改善資金の部三の項及び同表青年漁業者等養成確保資金の部三の項の資金にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。）であること。

二 その規模、内容等が東京都島しょ農林水産総合センター等の普及指導の対象として適当と考えられるものであること。

三 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有すること。

（昭五五規則一四三・平四規則二三〇・平一七規則九〇・平二〇規則六四・平二二規則一四四・平二十三規則四七〇・一部改正）

（資金の利率、種目、貸付けの内容、貸付限度額等）

第四条 資金の貸付けは無利子とし、種目、貸付けの内容、貸付限度額及び償還期間等は、別表のとおりとする。

2 一の沿岸漁業従事者等、一の認定中小企業者又は一の促進事業者に貸し付ける資金の合計額の限度は、五千万円とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。

（昭五五規則一四三・昭六〇規則六七・昭六〇規則一七三・昭六二規則七七・昭六三規則六三・平元規則七八・平二規則一六・平二規則一七二・平三規則三四二・平四規則二一六・平四規則二三〇・平六規則一二一・平七規則六八・平八規則二七七・平一一規則八五・平一一規則二〇二・平一二規則二八七・平一三規則二五一・平一八規則二八・平二〇規則六四・平二二規則一四四・平二十三規則四七〇・一部改正）

（保証人）

第五条 資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人の数は、貸付金額に応じて知事が別に定める。

3 資金の貸付けを受けようとする者が沿岸漁業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者の組織する団体である場合には、その構成員のうち、当該貸付けによつて利益を受ける者（その者が特定されない場合にあつては、団体の理事等）が当該団体の連帯保証人となるものとする。

4 資金の貸付けを受けようとする者が、所定の連帯保証人を立てることができないと知事が認める場合であつて、適当な担保を提供することができるときは、当該資金の貸付けを受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、連帯保証人に代えて担保を提供することができる。

5 知事は、貸付金債権を保全するために必要があると認めるときは、資金の貸付けを受けた者に対し、連帯保証人の追加又は変更を求めることができる。

（平一七規則九〇・平二〇規則六四・平二十三規則四七〇・一部改正）

（担保）

第五条の二 資金の貸付けを受けようとする者は、知事が担保の提供を求めた場合には、これに応じなければならない。

2 知事は、貸付金債権を保全するために必要があると認めるときは、資金の貸付けを受けた者に対し、担保の追加又は変更を求めることができる。

3 前二項に定めるもののほか、担保の提供に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平一七規則九〇・追加)

(貸付けの申請)

第六条 資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書（別記第一号様式）に事業計画書（別記第二号様式）（申請者が農商工等連携促進法第十三条に定める特例の適用を受ける場合には同法第五条第三項の認定農商工等連携事業計画、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第十条に定める特例の適用を受ける場合には同法第五条第二項の認定生産製造連携事業計画、六次産業化法第十一条に定める特例の適用を受ける場合には同法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画を含む。以下同じ。）及び知事が別に定める書類を添え、申請者（当該申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合にあつては、当該申請者に係る認定農商工等連携事業又は認定総合化事業を行う沿岸漁業従事者等）の住所地をその地区内に含む水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合（以下「事務再委託機関」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

2 事務再委託機関は、前項の貸付申請書（事業計画書を含む。以下同じ。）の提出があつたときは、速やかに当該貸付申請書を貸付申請者の住所地をその所管区域に含む支庁長に送付しなければならない。

3 支庁長は、前項の貸付申請書の送付があつたときは、当該貸付申請についての適否に関する意見及び貸付けの決定に参考となるべき資料を添え、知事に送付しなければならない。

4 知事は、必要と認めるときは、第一項の規定にかかわらず、貸付申請書を事務再委託機関以外の漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会を経由して提出させ、又は支庁長若しくは知事に直接提出させることができる。

(平一五規則一六五・平一七規則九〇・平二〇規則六四・平二二規則一四四・平二十三規則四七〇・一部改正)

(貸付けの決定)

第七条 知事は、前条第一項又は第四項により貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに同条第三項の意見等を参考として貸付けの可否を決定する。

2 知事は、貸し付けるものと決定したときは、貸付決定通知書（別記第三号様式）を申請者に交付し、かつ、貸付決定連絡書（別記第四号様式）によりその旨を事務再委託機関の長、第十四条に規定する東日本信用漁業協同組合連合会（以下「事務委託機関」という。）の長及び支庁長に通知し、貸し付けないものと決定したときは、その旨を申請者、事務再委託機関の長及び支庁長に通知する。

(昭六二規則七七・令三規則一五九・一部改正)

(借用証書)

第八条 申請者は、前条第二項の貸付決定通知書を受け取つたときは、借用証書（別記第五号様式）を事務再委託機関及び事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する場合において、第六条第四項の規定により貸付申請書を事務再委託機関以外の漁

業協同組合若しくは漁業協同組合連合会を経由して提出し、又は支庁長若しくは知事に直接提出したときは、前項の借用証書を事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。

(平一五規則一六五・一部改正)

(事業実施報告書等)

第九条 資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、資金の交付後三月以内（漁業経営開始資金にあつては六月以内）に資金の使用を完了しなければならない。ただし、当該期間内に資金の使用を完了することが著しく困難な場合には、あらかじめ知事の承認を受けてこれを延長することができる。

- 2 借受者は、資金の使用完了後二十日以内に事業実施報告書（別記第六号様式）を支庁を経由して、又は直接知事に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。
- 4 第二項の場合において、借受者が操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金、婦人・高齢者活動資金又は漁業経営開始資金の貸付けを受けた者で、当該貸付けについて、次の表の上欄に掲げる貸付けの条件を付されているものであるときは、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる証明書等の写しを事業実施報告書に添付するものとする。ただし、同表の上欄に掲げる検査等に係る検査官等の合格を証する成績表の写しをもつて同表の下欄に掲げる証明書等に代えることができる。

一 機器等が船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条第三項の予備検査を受け、これに合格するか、又は船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第六十五条の六の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。	機器等が予備検査を受け、これに合格したものである場合	予備検査合格証明書（船舶安全法第九条第三項）
	準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けた場合	準備検査成績通知書（船舶安全法施行規則第六十五条の六第四項）
二 船舶安全法第五条第一項の定期検査、中間検査又は臨時検査を受け、これに合格すること。	定期検査を受け、これに合格した場合	船舶検査証書（船舶安全法第九条第一項）又は船舶検査手帳（船舶安全法施行規則第四十六条）
	中間検査又は臨時検査を受け、これに合格した場合	船舶検査手帳
三 機器等が船舶安全法第六条ノ四第一項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。	機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合	検定合格証明書（船舶安全法第九条第四項）

(昭五五規則一四三・昭六二規則七七・平四規則二三〇・平一八規則二八・令三規則一五九・一部改正)

(償還方法)

第十条 知事が貸し付けた資金（以下「貸付金」という。）の償還は、均等年賦支払の方法による。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

（期限前償還）

第十一条 知事は、借受者が次の各号の一に該当する場合には、既に交付した貸付金の全部又は一部を一時に償還させることができる。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 二 偽りの申請その他不正の手段によつて貸付けの決定を受けたとき。
- 三 償還金の支払を怠つたとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

（償還の猶予）

第十二条 知事は、災害又は借受者（その者が団体である場合には、その団体を構成する個人）若しくはその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病、負傷等のやむを得ない理由により、貸付金の償還が著しく困難であると認めた場合には、償還金の償還を猶予することができる。

- 2 前項の償還猶予の申請をしようとする者は、償還猶予申請書（別記第七号様式）に知事が別に指定する者の証明書を添え、償還期限（分割償還の場合の各償還期日を含む。）の三十日前までに事務再委託機関及び支庁を経由して知事に提出しなければならない。
- 3 前項の場合においても、第六条第四項の規定を準用するものとする。
- 4 知事は、第二項の規定により償還猶予申請書を受理したときは、これを審査し、猶予することを相当と認めたときは、猶予の決定を行い、償還猶予決定通知書（別記第八号様式）を申請者に交付し、かつ、償還猶予決定連絡書（別記第九号様式）によりその旨を事務再委託機関の長、事務委託機関の長及び支庁長に通知し、償還猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を申請者、事務再委託機関の長、事務委託機関の長及び支庁長に通知する。

（違約金）

第十三条 知事は、借受者が償還期日に償還金又は第十一条の規定により一時償還すべき償還金を償還しなかつた場合には、償還期日の翌日から償還当日までの期間の日数に応じ、その延滞した額につき年十二・二五パーセントの割合で計算した違約金を徴収する。

- 2 知事は、償還金の償還期日を過ぎて償還の猶予をしない旨の決定をしたときにおいても、前項の違約金を徴収する。
- 3 第一項の規定に定める年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても三百六十五日当たりの割合とする。

（事務の委託）

第十四条 知事は、貸付けに係る事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び償還猶予の決定を除く。）の一部を東日本信用漁業協同組合連合会に委託することができる。

（令三規則一五九・一部改正）

（実施細目）

第十五条 この規則に定めるもののほか、資金の貸付けに関する必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年規則第一四三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年規則第六七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年規則第一七三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年規則第七七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都沿岸漁業改善資金貸付規則により貸付中の同規則第四条第一項に規定する経営等改善資金のうち魚群探知機設置資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年規則第六三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第七八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年規則第一七二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年規則第二八七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都沿岸漁業改善資金貸付規則別記第三号様式、第四号様式、第八号様式及び第九号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成三年規則第三四二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年規則第二一六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都沿岸漁業改善資金貸付規則別記第二号様式その一による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成四年規則第二三〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都沿岸漁業改善資金貸付規則別記第二号様式その四による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成六年規則第一二一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都沿岸漁業改善資金貸付規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成七年規則第六八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都沿岸漁業改善資金貸付規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成八年規則第二七七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都沿岸漁業改善資金貸付規則別記第二号様式その一による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成一一年規則第八五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年規則第二〇二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年規則第二八七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年規則第二五一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都沿岸漁業改善資金貸付規則別記第二号様式その一による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成一五年規則第一六五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都沿岸漁業改善資金貸付規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成一七年規則第九〇号）

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都沿岸漁業改善資金貸付規則により、貸付中の沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年規則第二八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第六四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都沿岸漁業改善資金貸付規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成二二年規則第一四四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「改正前の規則」という。）により、貸付中の沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成二三年規則第四七〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「改正前の規則」という。）により、貸付中の沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 4 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この項において同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を特別区及び市町村の長その他相当な機関から受けたものについては、東日本大震災の後平成二十八年三月三十一日までに貸し付ける沿岸漁業改善資金の償還期間及び据置期間は、別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ三年間延長して適用するものとする。

附 則（令和三年規則第一五九号）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第九条第三項、別記第一号様式、第三号様式、第四号様式、第五号様式（裏）及び第六号様式から第九号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都沿岸漁業改善資金貸付規則別記第一号様式及び第三号様式から第九号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。